

令和5年12月

伊那市議会定例会議案
関係資料

令和5年11月24日

令和5年12月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	市道路線認定位置図	3
議案第2号関係資料	市道路線廃止位置図	4
議案第3号関係資料(1)	伊那市税条例新旧対照表	5
議案第3号関係資料(2)	伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表	6
議案第3号関係資料(3)	伊那市介護保険条例新旧対照表	7
議案第3号関係資料(4)	伊那市道路占用料徴収条例新旧対照表	8
議案第3号関係資料(5)	伊那市準用河川占用料徴収条例新旧対照表	9
議案第3号関係資料(6)	伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表	10
議案第3号関係資料(7)	伊那市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表	11
議案第4号関係資料	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表	12
議案第5号関係資料	伊那市保養センター条例新旧対照表	13
議案第6号関係資料	伊那市キャンプ場条例新旧対照表	14
議案第7号関係資料	伊那市営住宅条例新旧対照表	16
議案第8号関係資料	高遠城址公園使用料徴収条例新旧対照表	18
議案第9号関係資料	伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表	19
議案第10号関係資料	伊那市水道事業給水条例新旧対照表	20

議案第1号関係資料

市道路線認定位置図



西箕輪 2148-876

西箕輪 2148-164

I-7425
市道 大芝18号線
認定区間
延長 301.0m
幅員 10.0m

凡 例	
認定区間(新設)	
認定区間(既設)	
廃止区間	
再認定区間	

市道路線廃止位置図



凡 例	
認定区間(新設)	▬ ▬ ▬ ▬ ▬
認定区間(既設)	▬ ▬ ▬ ▬ ▬
廃止区間	● ● ● ● ●
再認定区間	▬ ▬ ▬

議案第3号関係資料(1)

伊那市税条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p><u>(督促手数料)</u> 第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円 の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認め る場合においては、これを徴収しない。</p>	<p><u>(督促手数料)</u> 第21条 督促手数料は、これを徴収しない。</p>

議案第3号関係資料(2)

伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p><u>(督促手数料)</u> 第4条 <u>督促状を発した場合には、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>	<p><u>(督促手数料)</u> 第4条 <u>督促手数料は、これを徴収しない。</u></p>

議案第3号関係資料(3)

伊那市介護保険条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第13条 市長は、保険料を納付すべき者が納期限までに保険料を納付しないときは、<u>督促するとともに督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。</u>この場合において、<u>督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年伊那市条例第58号）の定めるところによる。</u></p>	<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第13条 市長は、保険料を納付すべき者が納期限までに保険料を納付しないときは、<u>督促するとともに延滞金を徴収するものとする。</u>この場合において、<u>督促及び延滞金の徴収については、伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年伊那市条例第58号）の定めるところによる。</u></p>

議案第3号関係資料(4)

伊那市道路占用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第6条 市長は、占用者が納期限までに占用料を納付しない場合は、期限を指定して督促する。この場合において、市長は、<u>督促状1通につき100円の督促手数料及び未納の占用料</u>（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセント）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第6条 市長は、占用者が納期限までに占用料を納付しない場合は、期限を指定して督促する。この場合において、市長は、未納の占用料（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセント）を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を徴収する。</p> <p>2 略</p>

議案第3号関係資料(5)

伊那市準用河川占用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第6条 市長は、納期限までに流水占用料等が納付されない場合は、期限を指定して督促する。この場合において、市長は、<u>督促状1通につき100円の督促手数料及び未納の占用料</u>（1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が2,000円未満のときはその全額を、それぞれ切り捨てる。）に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が1,000円未満であるときはその全額を、それぞれ切り捨てる。）を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>(督促及び延滞金)</p> <p>第6条 市長は、納期限までに流水占用料等が納付されない場合は、期限を指定して督促する。この場合において、市長は、未納の占用料（1,000円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が2,000円未満のときはその全額を、それぞれ切り捨てる。）に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるときはその端数金額を、その全額が1,000円未満であるときはその全額を、それぞれ切り捨てる。）を徴収する。</p> <p>2 略</p>

議案第3号関係資料(6)

伊那市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p><u>(督促手数料)</u> 第13条 <u>督促状を発した場合には、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u></p>	<p><u>(督促手数料)</u> 第13条 <u>督促手数料は、これを徴収しない。</u></p>

議案第3号関係資料(7)

伊那市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(督促) 第6条 略 <u>2 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u> 3 略</p>	<p>(督促) 第6条 略 <u>2 保険料の督促手数料は、これを徴収しない。</u> 3 略</p>

議案第4号関係資料

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの</u>	1 市長	伊那市福祉医療費給付金条例による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの</u>

議案第5号関係資料

伊那市保養センター条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新												
別表（第10条関係） 1 <u>高遠さくらホテル、仙流荘及び入野谷宿泊料</u> （表 略） 2 <u>高遠さくらホテル入浴料</u> （入浴のみ利用する場合1人1回につき）	別表（第10条関係） 1 <u>保養センター宿泊料</u> （表 略） 2 <u>保養センター入浴料</u> （入浴のみ利用する場合1人1回につき）												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（中学生以上）</td> <td style="text-align: right;">800円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金	一般（中学生以上）	800円	小学生	500円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（中学生以上）</td> <td style="text-align: right;">800円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金	一般（中学生以上）	800円	小学生	500円
区分	利用料金												
一般（中学生以上）	800円												
小学生	500円												
区分	利用料金												
一般（中学生以上）	800円												
小学生	500円												
3 <u>仙流荘及び入野谷入浴料</u> （入浴のみ利用する場合1人1回につき）													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>一般（中学生以上）</u></td> <td style="text-align: right;"><u>600円</u></td> </tr> <tr> <td><u>小学生</u></td> <td style="text-align: right;"><u>300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金	<u>一般（中学生以上）</u>	<u>600円</u>	<u>小学生</u>	<u>300円</u>							
区分	利用料金												
<u>一般（中学生以上）</u>	<u>600円</u>												
<u>小学生</u>	<u>300円</u>												

議案第6号関係資料

伊那市キャンプ場条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
別表（第9条関係） （1）小黒川溪谷キャンプ場利用料金				別表（第9条関係） （1）小黒川溪谷キャンプ場利用料金			
区分	単位		利用料金	区分	単位		利用料金
キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	<u>15,000円</u>	キャビン	宿泊使用	1棟（8人用）	<u>20,000円</u>
	日帰り使用	1棟（8人用）1時間	<u>1,600円</u>		日帰り使用	1棟（8人用）1時間	<u>2,000円</u>
	環境保全費	1人1回	<u>200円</u>		環境保全費	1人1回	<u>300円</u>
オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	10,000円	オートキャンプサイト	宿泊使用	1サイト	10,000円
	日帰り使用	1サイト1時間	<u>600円</u>		日帰り使用	1サイト1時間	<u>1,000円</u>
	環境保全費	1人1回	<u>200円</u>		環境保全費	1人1回	<u>300円</u>
テントサイト	宿泊使用	1サイト	<u>5,000円</u>	テントサイト	宿泊使用	1サイト	<u>10,000円</u>
	日帰り使用	<u>1サイト</u>	<u>2,000円</u>		日帰り使用	<u>1サイト1時間</u>	<u>1,000円</u>
	環境保全費	1人1回	<u>200円</u>		環境保全費	1人1回	<u>300円</u>
ペットサイト	宿泊使用	1サイト	<u>6,000円</u>	ペットサイト	宿泊使用	1サイト	<u>10,000円</u>
	日帰り使用	1サイト1時間	<u>400円</u>		日帰り使用	1サイト1時間	<u>1,000円</u>
	環境保全費	1人1回	<u>200円</u>		環境保全費	1人1回	<u>300円</u>
コイン式洗濯機	1回		<u>200円</u>	コイン式洗濯機	1回		<u>300円</u>
コイン式乾燥機	1回		<u>100円</u>	コイン式乾燥機	1回		<u>300円</u>
コイン式シャワー	1回（5分間）		300円	コイン式シャワー	1回（5分間）		300円
マレットゴルフ用具	1組		<u>100円</u>	マレットゴルフ用具	1組		<u>300円</u>
ストーブ	宿泊使用	<u>1回</u>	<u>1,000円</u>				
	日帰り使用	<u>1回</u>	<u>200円</u>				
(2)～(3) 略				(2)～(3) 略			
備考				備考			
1 宿泊使用は、午後2時から翌日の午前10時までとする。				1 宿泊使用は、午後2時から翌日の午前10時までとする。 <u>ただし、他の使用者に支障を及ぼさない範囲内において、宿泊使用の開始の時刻を繰り上げ、又は宿泊使用の終了の時刻を繰り下げることができる。</u>			
2～4 略				2～4 略			
5 指定管理者が定めて市長が承認した日は、 <u>20パーセント以内</u> の割増料金を徴することができる。				5 指定管理者が定めて市長が承認した日は、 <u>30パーセント以内</u> の割増料金を徴することができる。			

旧	新
6～7 略	6～7 略

議案第7号関係資料

伊那市営住宅条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 その他の住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 収入が前項第3号に定める額を超えること。ただし、市長が規則で定める世帯にあっては、123,000円を超えること。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>3～4 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 その他の住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 収入がア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額であること。ただし、市長が規則で定める世帯にあっては、123,000円を超えること。</p> <p><u>ア 若宮団地若者・子育て向け住宅（以下「若宮地優賃住宅」という。） 前項第3号ウに定める額を超え387,000円以下</u></p> <p><u>イ 若宮地優賃住宅以外のその他の住宅 前項第3号に定める額を超える額</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>(4) 市区町村税を滞納していない者であること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>3～4 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～4 略</p> <p>(その他の住宅の家賃の特例)</p> <p>5 平成28年4月から令和6年3月までの間におけるその他の住宅の入居者の家賃は、中学生以下の子を扶養し、かつ、当該子と同居する場合にあっては、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。</p>	<p>1～4 略</p> <p>(その他の住宅の家賃の特例)</p> <p>5 平成28年4月から令和9年3月までの間におけるその他の住宅の入居者の家賃は、中学生以下の子を扶養し、かつ、当該子と同居する場合にあっては、別表第2に定める額に100分の80を乗じて得た額とする。</p>

旧						新					
別表第2（第2条、第14条関係） その他の住宅一覧表						別表第2（第2条、第14条関係） その他の住宅一覧表					
名称	位置	構造	1戸当 たり住 戸専用 床面積	建設年度戸数	1戸当 たり月 額家賃	名称	位置	構造	1戸当 たり住 戸専用 床面積	建設年度戸数	1戸当 たり月 額家賃
略						略					
						略					
二番郭内住宅	伊那市高遠町 東高遠2173番 地6	簡平	m ² 37.26	昭和39年度 2戸	円 13,500	若宮地優賃住宅	伊那市若宮 7317番地1	中耐	m ² 60.80	令和5年度 20戸 (若者・子育て向け 住宅)	円 50,000
略						略					
略						略					

議案第8号関係資料

高遠城址公園使用料徴収条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧					新				
別表第4（第6条関係） 高遠城址公園入園料					別表第4（第6条関係） 高遠城址公園入園料				
対象区域及び施設	種別	区分	単位	金額	対象区域及び施設	種別	区分	単位	金額
有料公園（三ノ丸及び西駐車場を除く。）及び進徳館	個人	一般	1人1日につき	<u>500円</u>	有料公園（三ノ丸及び西駐車場を除く。）及び進徳館	個人	一般	1人1日につき	<u>600円</u>
		小・中学生		<u>250円</u>			小・中学生		<u>300円</u>
	団体（20人以上）	一般		<u>400円</u>		団体（20人以上）	一般		<u>500円</u>
		小・中学生		<u>200円</u>			小・中学生		<u>250円</u>
備考 略					備考 略				

議案第9号関係資料

伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> <u>の2</u> <u>第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する職員の賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2</u> <u>の8</u> <u>第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

議案第10号関係資料

伊那市水道事業給水条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者(以下「給水装置設置者等」という。)は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕については管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に管理者の承認を得ないで申し込むことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者(以下「給水装置設置者等」という。)は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕については管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に管理者の承認を得ないで申し込むことができる。</p> <p>2 略</p>
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>